

下仁田町創業支援事業補助金制度のご案内

《制度の内容》

1. 制度の目的

町内において創業または第2創業する方に対して、必要な経費の一部を補助することで、地域経済の活性化と雇用推進を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

町内において、創業または第2創業をする方のうち下記（1）～（4）をすべて満たす方が対象です。

- （1） 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者、ただし町外に住所を有する代表者が雇用する者にあつては、新規で1年以上雇用する見込みがあり、かつ雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- （2） 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること。
- （3） 特定創業支援等事業による支援を受けている、または受ける予定であること。
- （4） 次の（ア）～（オ）に合致するしないこと。
 - （ア） 創業しようとする事業が表1に掲げる業種の場合
 - （イ） 国税、県税及び町税に滞納がある場合
 - （ウ） 当該事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - （エ） 事業主又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員に該当する者。
 - （オ） その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

3. 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は表2に掲げる事業とする。また、下記（1）～（3）のとおりとする。

- （1） 当該事業について、他の補助制度等で補助金を受けている事業については、補助対象としない。
- （2） 当該事業に係る改修等を行う施工業者は、町内に事務所、事業所を有する法人、個人事業所に限るものとする。
- （3） 同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

4. 補助金額

補助金の額は、別表第2に定める額とする。なお、表中①②の合算額は100万円を上限とする。（1,000円未満の端数は切り捨て）

5. 申請方法

事業等着手前に、下仁田町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出してください。なお、申請書は認定支援機関の支援を受けて作成する必要があります。

6. 交付決定

申請書の内容等を審査し交付の可否について決定します。下仁田町創業支援事業補助金交付決定通知または下仁田町創業支援事業補助金不交付決定通知書により通知します。この交付決定日以前に購入または工事を開始した事業については、交付決定した事業であっても対象となりませんのでご注意ください。

また、審査に当たっては、事業計画書の作成支援を行った認定支援事業者に意見を聴取することがあります。

7. 実績報告書の提出

(1) 事業所開設支援事業

事業が完了後、30日を経過した日または3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要な書類を添えて町長に提出してください。

(2) 事業所等賃借事業

補助金の交付の決定に係る年度の各4半期末日の事業の状況について、実績報告書に必要な書類を添えて、当該四半期の最終月の翌月20日までに町長に提出してください。

※事業等賃借事業について、年度を超えて補助金の交付を受ける場合は、交付決定を受けた翌年に申請書を町長に提出する必要があります。

8. 補助金の額の確定

提出された実績報告書について、実施内容の検査及び経費の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定し通知します。

9. 補助金の請求及び交付

補助金の額の確定通知を受け取ったときは、速やかに補助金交付請求書を町長に提出してください。請求書に基づき支払いを行います。

10. 事業完了後の留意事項

(1) 概況報告

事業が完了した年度の終了後5年間、事業の成果や各年度の状況について、下仁田町創業支援事業補助金事業状況報告書により報告していただきます。

(2) 補助金の交付決定の取消し及び返還について

下仁田町補助金等に関する規則（昭和49年規則第4号）及び下仁田町創業支援事業補助金交付要綱（平成29年告示第61号）の規定に違反した場合、または補助対象者の要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

(表1)

1	金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
2	医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
3	以下のサービス業等
(1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業	
(2) 易断所、観相業、相場案内業	
(3) 競輪・競馬等の競争場、競技団	
(4) 芸妓業、芸妓幹旋業	
(5) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業	
(6) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）	
(7) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）	
(8) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業	
(9) 宗教・政治・経済・文化団体	

(表2)

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助対象期間
①事業所開設支援事業	事業所等開設に要する経費への補助	・事業所の購入費 ・事業所等の開設に係る費用、備品購入費 ・事業所等改修費	1/2以内	100万円	
②事業所等賃借事業	事業所等の賃借に要する経費への補助	事業所等の月額賃借料※（駐車場代を含む）	1/2以内	100万円	事業開始月から12か月以内

※貸主が補助対象事業者の三親等内の親族である場合を除く。

注意：必ず事業開始前に申請を行ってください。